

教育・保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

◎ この生活管理指導表は教育・保育施設の生活において特別な配慮や管理が必要な、食物アレルギー・アナフィラキシーがある場合は、必ず作成してください。

ふりがな 氏 名	生年月日		年 月 日生 (歳 ヶ月)	
食物アレルギー(あり・なし) アナフィラキシー既往(あり・なし)				
病型・治療			教育・保育施設での生活上の留意点	
A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型食物アレルギー 3. その他 (乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群 食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他)			A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 食物・食材・容器を扱う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	
B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシー既往有の場合のみ記載) 1. 食物(原因:) 2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛) 該当するすべての番号を記載ください(除去根拠番号) ① 明らかな症状の既往 ② 食物負荷試験結果 ③ IgE 抗体等検査結果 ④ 未摂取			C. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi ペプディエット・エレメンタルフォーミュラ その他()	
C. 原因食物 該当する食品に○をし、 除去根拠欄に番号の記載を。			D. 摂取不可のものに○を記入	
			年 月 日 年 月 日 医師名 医師名	
1 鶏卵	卵殻カルシウム	微量混入(コンタミネーション)		
2 牛乳・乳製品	乳糖	微量混入(コンタミネーション)		
3 小麦	麦茶	微量混入(コンタミネーション)		
4 ソバ		微量混入(コンタミネーション)		
5 ピーナッツ		微量混入(コンタミネーション)		
6 大豆	大豆油			
7 ゴマ	ゴマ油			
8 (種実類) クルミ・アーモンド				
9 (甲殻類) エビ・カニ				
10 (軟体類・貝類) イカ・貝柱・タコ				
11 (魚卵) タラコ・ししゃも				
12 (魚類) サケ・サワラ・サバ・タイ・ブリ	かつおだし いりこだし			
13 (肉類) 鶏肉・牛肉・豚肉	エキス			
14 (果物類) キウイ・バナナ・りんご・メロン				
15 味噌・醤油・酢				
16 その他()				
D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射「エピペン0.15mg」【体重 kg】 3. その他()			E. その他の配慮・管理事項(自由記載) ① 皮膚接触による症状の出現 (有・無)	
医師名			医療機関名	

(施設受理日) 1 回目 年 月 日 2 回目 年 月 日

1. 卵殻カルシウム

卵殻カルシウムは、卵殻を主原料とするもので、その成分は酸化カルシウムである。焼成でも未焼成であっても、鶏卵タンパクの混入はほぼなく、基本的に除去する必要はない。

2. 牛乳・乳製品：乳糖

乳糖は、牛乳中に存在するガラクトースとグルコースが結合した二糖類である。稀に、牛乳アレルギー患者でアレルギー症状を起こすことがある。乳糖は牛乳を原材料として作られているため、乳糖1g中に4～8μgの牛乳タンパク質が混じっている。乳糖はアレルギー物質表示制度では表示義務になっている「乳」に含まれる。「乳」の文字が含まれているため「乳」の代替表記として認められている。

3. 小麦：麦茶

麦茶は大麦の種子を煎じて作った飲み物であり、小麦と直接関係はない。しかし小麦アレルギーのなかに麦類全般に除去指導されている場合があり、この場合に麦茶の除去が必要な場合がある。

6. 大豆：大豆油・(醤油・味噌)

大豆油に関して、そもそも食物アレルギーは原因食物の特定のタンパク質によって誘発されるものであり油脂成分が原因とは基本的にはならない。大豆油中のタンパク質は、0g/100mlであり、除去する必要はないことがほとんどである。

7. ゴマ：ゴマ油

ゴマ油も大豆油と同様に除去する必要がないことが多い。しかし大豆油と違って精製度の低いゴマ油はゴマタンパクが混入している可能性があり、除去の対象となることがあり注意を要する。

12. 魚類：かつおだし・いりこだし

魚類の出汁(だし)に含まれるタンパク質量は、かつおだしで0.5g/100ml、いりこだしで0.1g/100mlと極少量である。このためほとんどの魚アレルギーは出汁を摂取することができる。

13. 肉類：エキス

肉エキスとは肉から熱水で抽出された抽出液を濃縮したもので通常調味料として用いられる。一般的に加工食品に使用される量は非常に少量であるので、肉エキスは摂取できる。

※食品成分に関しては、「五訂増補日本食品標準成分表(文部科学省)」による。

15. 味噌・醤油・酢

- ・ 味噌は本来その生成過程で小麦は使用しないため、純粋な製品には小麦の表記はなく、小麦アレルギーでも使用できる。大豆タンパクに関しても醤油と同様に考えることができる。なお、味噌のタンパク質含有量は9.7-12.5g/100gである。

- ・ 醤油は原材料に小麦が使用されているが、醤油が生成される発酵過程で小麦タンパクは完全に分解される。このため基本的に小麦アレルギーであっても醤油を摂取することはできる。

- ・ 醤油における大豆タンパクも生成の発酵過程で、小麦タンパクと同じ様に分解が進む。醤油のタンパク質含有量は7.7g/100mlであるが、調理に利用する量は少ないこともあり、重症な大豆アレルギーでなければ醤油は利用出来ることが多い。

- ・ 酢は正確には食酢、このうちの醸造酢(米酢、大麦黒酢を除く)に小麦が使用されている可能性がある。単に酢だけでは小麦が含まれているか否かはわからない。ただ、酢に含まれるタンパク量は非常に少なく(0.1g/100ml)、また一回摂取量も非常に少ないため、基本的には摂取することができる。

◎微量混入コンタミネーション(同じ工場やラインで製造している等)のあるもの【加工食品(お菓子等)】

微量で重篤な症状が出るような場合でなければ、摂取することができる。